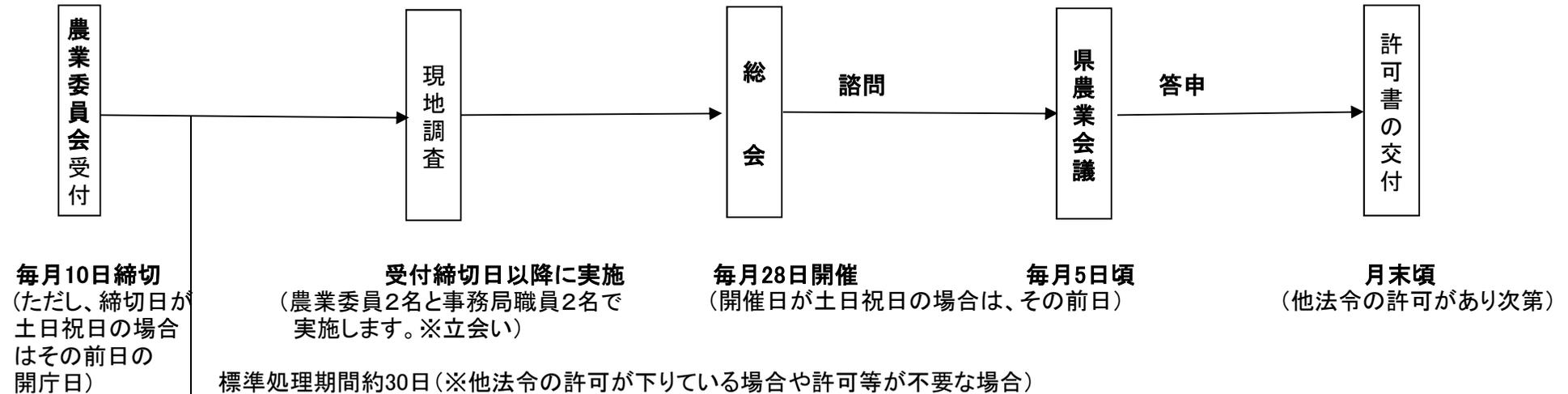


○ 農地法第4条, 第5条許可申請フローチャート

(これは、申請地が**市街化区域以外の農地転用**の流れです。)

(※ただし、2ha以下に限ります。2ha以上は県知事の許可になります。なお、4haを超える場合は農林水産大臣との協議が必要です。)



○都市計画法の開発許可・建築許可、宅地造成等規制法の許可(宅造許可)、鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例の届出(災害防止条例の届出)

<土地利用調整課に申請又は届出>

- ・開発行為を行う場合→都市計画法第29条申請
- ・市街化調整区域内において建築物を建築する場合(開発行為に該当しない場合)→同法第43条許可申請
- ・上記以外で、造成(切土・盛土)を行い土地の形質の変更を行う場合は、宅造許可、災害防止条例の届出が必要な場合があるので事前に相談してください。

※都市計画法以外にも国土利用計画法や自然公園法など、転用計画に他法令等の許可が必要な場合。

(必ず同時申請を行ってください。他法令が許可(見込み)にならないと農地法も許可になりません。)

●農業振興地域内にある「農用地区域内農地」を転用する場合

<農政総務課に除外申出>

- ・転用が認められる場合(4ヶ月程度かかります。)

※牛舎などの農業用施設用地に転用する場合は「用途区分変更(2ヶ月程度)」の申出となります。